

西会津町 男女共同参画計画 (第2次)

期間:令和8年度～令和13年度

令和8年3月

西会津町

はじめに



地方自治体を取り巻く環境は、人口減少問題はもとより、高度情報化社会や地球規模での環境問題、物価高騰への対応など複雑多岐な課題に直面し、大変厳しい状況にあります。

こうした中で、令和8年度からを計画期間とする西会津町総合計画（第5次）に掲げる、町の将来像「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」を実現するためには、性別などを問わず、一人ひとりが夢や希望を持ち、家庭や職場、地域社会など、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠であります。

国では、平成11年に制定した「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、翌年に「男女共同参画基本計画」を策定し、現在は現行の第5次計画の取組みを引き継ぐ第6次計画において、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現に向けた取組みを強化していくことが示されたところです。福島県においては、平成13年に策定した「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、翌年に「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定し、国の動向と連動してプランを改訂し、様々な施策が展開されています。

本町では、令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とする「西会津町男女共同参画計画」を策定し、これまでその推進に取り組んでまいりましたが、この度、現行計画が終期を迎えることから、町民の皆さまの声、そして、国や県の動向、計画期間中に新しく制定された法律、社会情勢の変化などを踏まえ、「西会津町男女共同参画計画（第2次）」を策定したところであります。本計画では、一人ひとりが尊重され、自分らしくありのままに生きることができ、「暮らしそのものの幸せを感じられるまちづくり」を目指しております。

町民の皆さまが、地域の穏やかな空気感や温かさに包まれ、安心して自己を発揮していけるよう、一つひとつの施策を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケートや意識調査等でご協力をいただきました皆さまに心から感謝申し上げあいさついたします。

令和8年3月

西会津町長 薄 友喜

も く じ

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 計画の期間	2

第2章 現状と課題

1 男女共同参画に関する町の現状	3
2 男女共同参画を進める上での課題	6

第3章 計画の理念と基本目標

1 基本理念と目指すまちの姿	8
2 計画の体系	11

第4章 施策の展開

基本目標1 一人ひとりの自分らしさや生き方が尊重される意識づくり	
	【個人の意識づくり】12
基本目標2 男女がともに活躍できるまちづくり	
	【まちづくり】14
基本目標3 それぞれのワーク・ライフ・バランスを応援する環境づくり	
	【働く環境づくり】16
基本目標4 違いや多様性を理解し合い、健康に安心して暮らせる環境づくり	
	【生活環境づくり】18

第5章 計画の推進に向けて

1 数値目標の設定	21
2 推進にあたって	22

資料編

1 策定経過	23
2 用語解説	23
3 相談窓口一覧	27

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年に「男女共同参画基本計画」策定と、男女共同参画社会形成に向けた取組みが展開されてきました。本町においては、町の憲法といえる「西会津町まちづくり基本条例（平成20年4月施行）」において、男女共同参画を基本原則の一つと位置づけ進めてまいりました。さらに、「西会津町男女共同参画計画（令和2年3月）」を策定することで、町としての具体的な方向性を示し、取り組んできたところであります。

現行計画の期間が、令和7年度末までであることから、近年における男女共同参画に関する国や県、そして社会の動向を踏まえ、本計画を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年）」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月）」や県の「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）」を踏まえて策定しています。

本町では、令和8年度からを計画期間とする「西会津町総合計画（第5次）前期基本計画（令和8年度から11年度）」の具体的な取組みとして、男女共同参画社会の推進が盛り込まれており、協働のまちづくりをすすめるために、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく個性や能力を発揮することができる社会の実現に向け、家庭や学校、企業、地域などであらゆる機会を捉え、男女共同参画の意識づくりや環境づくりに取り組むことを目指しており、各分野の個別計画との整合を図り策定し、連携して推進することとしております。

また、関連する国の法律である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に規定する「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を、それぞれ包含するものです。

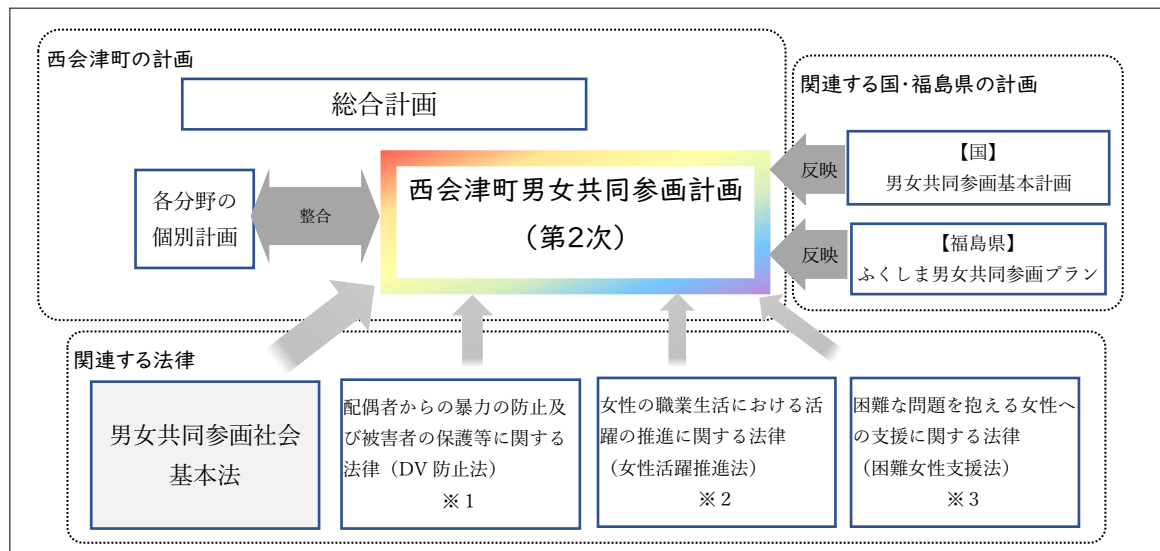
本計画では策定にあたり実施した行政職員向けアンケートや、文化と産業祭「男女共同参画コーナー」における意識調査の結果など、町内外の皆さまからいただいた意見を踏まえて、町民、事業者、行政など地域が一体となって取り組む内容を位置づけています。

3 計画の期間

令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

また、新たな課題や社会情勢の変化にも対応できるよう、計画期間中であっても、必要に応じて内容の見直しを行います。

計画の位置づけの図



関連する法律の概要(※1～3)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)【平成13年施行】

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止や、被害者の保護を図るため制定された法律で、市町村推進計画の策定が努力義務となっています。

令和6年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、命令の発令要件や禁止命令の拡大、命令できる期間延長、保護命令違反の厳罰化などが行われました。また、市町村には身近な相談先としての役割や他機関や他自治体との繋ぎなどの関係機関との緊密な連携、自立のために必要な支援の包括的な提供に、連携・協力すること等の役割の拡充がなされました。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)【平成27年施行】

女性が自らの能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、令和7年度末までの時限立法として、制定された法律です。令和7年の女性活躍推進法改正により、有効期限が10年延長され、期限が令和17年度末までとなりました。

令和2年と令和4年の改正により国や自治体、企業などの事業主に対して、女性の活躍状況(女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率など)の把握や課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定・公表などが求められました。その後の令和7年に改正においては、都道府県及び市町村の推進計画策定・公表が努力義務となりました。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)【令和6年施行】

女性をめぐる課題が、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化する中、これまでの売春防止法から脱却させ、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化を図るために制定された法律です。

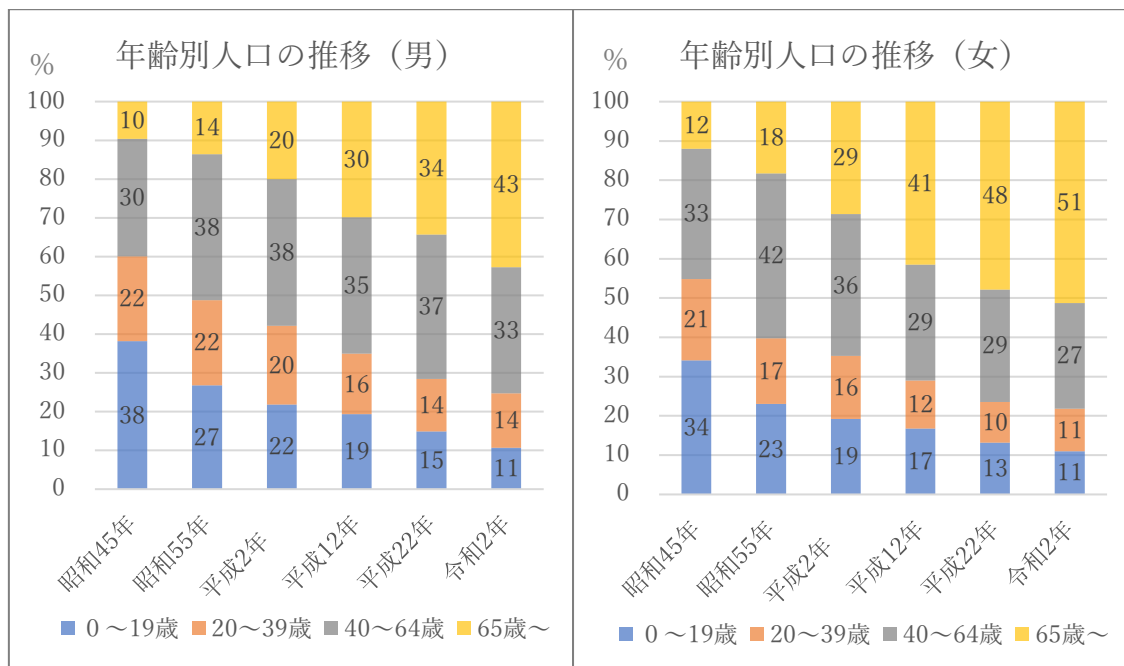
都道府県に「女性支援センター」の設置を義務付け、民間団体と協働して対象となる女性の相談対応や一時保護のほか、「女性自立支援施設」にて心理的ケアや自立支援等行うこと、市町村が関係機関や民間団体などと連携・協力し、包括的でより適切な支援を行うことなどが記載されました。また、市町村計画の策定が努力義務となりました。

第2章 現状と課題

Ⅰ 男女共同参画に関する町の現状

(1) 年齢別人口の推移

国勢調査の年齢別（4区分）統計によると、町の総人口に占める各年齢区分の割合が変化しており、特に若年女性層の減少が進んでいます。



資料：国勢調査（総務省統計局）

(2) 男女の平等感について

本計画の策定にあたり、アンケート及び意識調査を実施しました。その結果を分析し、課題を導き出しました。

<文化と産業祭「男女共同参画社会推進コーナー」>

実施日：令和7年10月25日～26日

回答協力者数：約160名

啓発ブースにおける、来場者向けの意識調査。町内外からの来場者に対する町のイメージを含めた男女共同参画の現状を把握する目的で実施。

<行政職員向けアンケート>

実施日：令和7年12月11日～12月26日

回答協力者数：58名（男性34名、女性24名）

回答用紙・WEB回答による調査。男女共同参画についての個人の意識や取組み、今後の課題を把握する目的で実施。

<男女共同参画座談会>

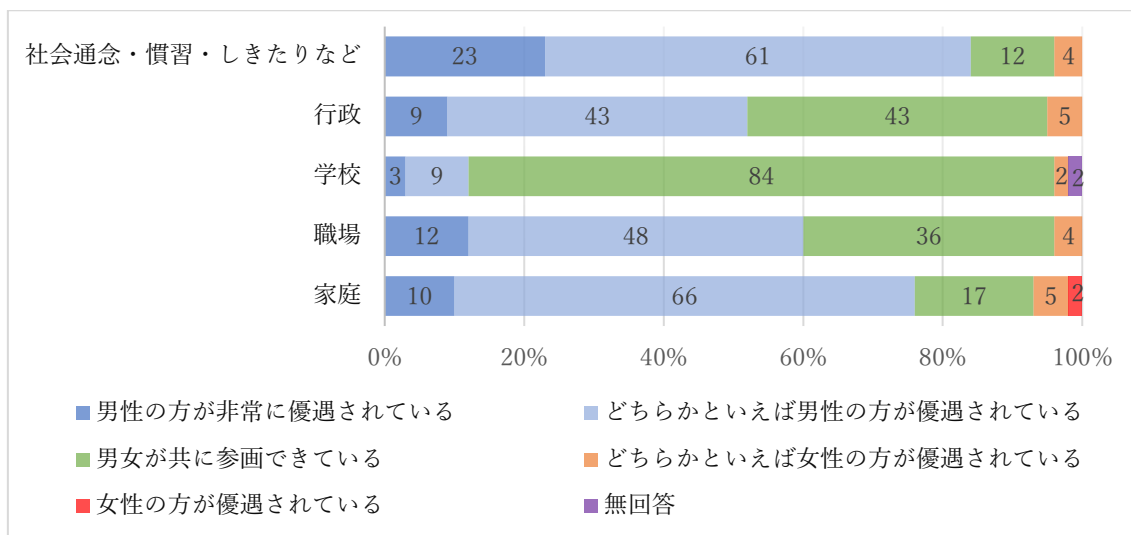
実施日：令和4年3月25日

参加者：6名（町内各団体に所属し活動している女性）、事務局3名

現行計画の推進に向けて、まちづくり等の活動に携わる有志を募り、意見交換を行う目的で実施。

●優遇されていると感じる性別●

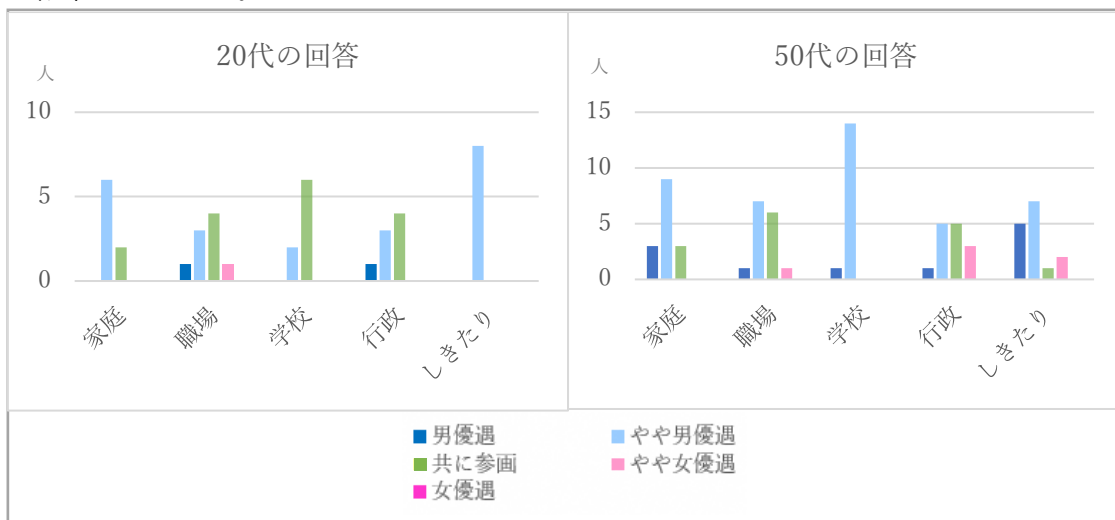
行政職員向けアンケート結果をみると、全体としては、国の結果と同様に、学校教育の場では約80%が「男女が共に参画できている」と感じていますが、その他の場（家庭、職場、行政、社会通念・慣習・しきたりなど）では約50～70%が「男性が優遇されている」と感じているとの回答になりました。



資料:行政職員向けアンケート結果

年代別では、各場面によって優遇されていると感じる性別に差がみられました。特に社会通念・慣習・しきたりについて、20代では全員が“やや男性が優遇されている”と回答しているのに対し、50代では男性だけではなく女性も優遇されていると感じるなど、意識に年齢差がある結果となりました。

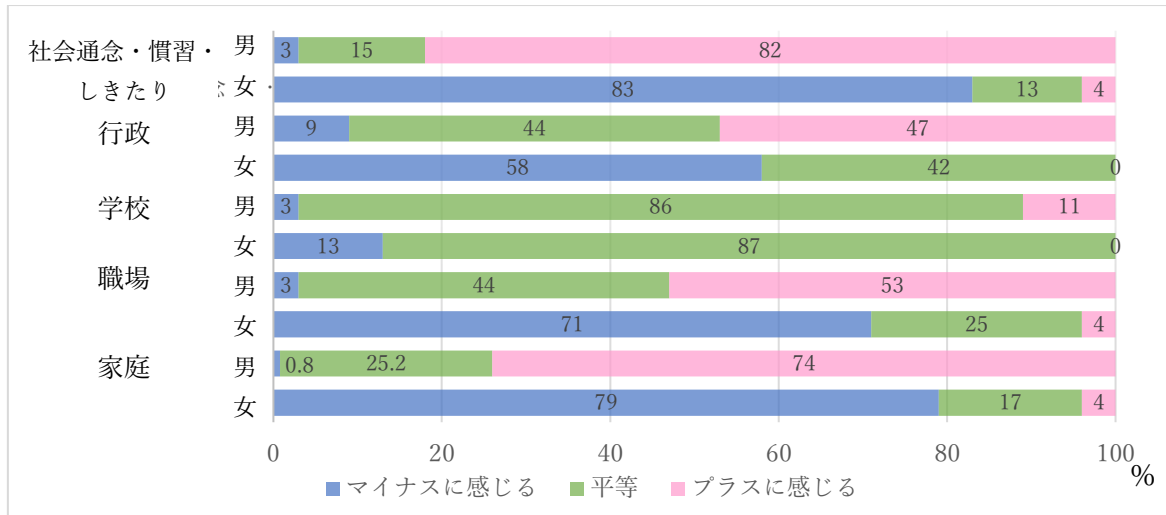
場面別では、学校において20代と50代で“共に参画”と“やや男優遇”と回答している状況が逆転しており、近年における学校教育の現場で男女平等参画の意識浸透が進んでいる結果となりました。



資料:行政職員向けアンケート結果

●性別に対するプラス・マイナスの感覚●

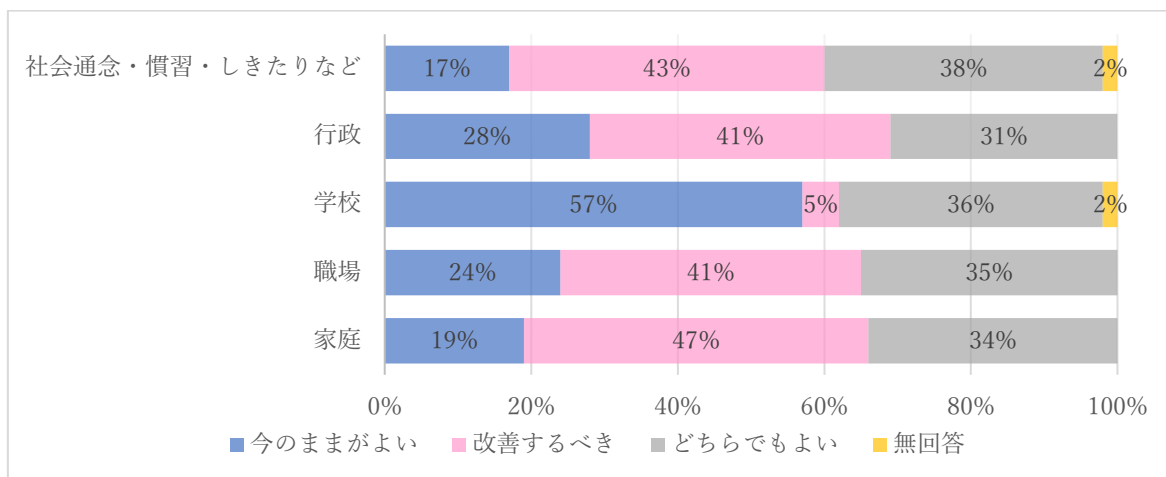
学校分野を除き、男性は自分の性別にプラスと感じている割合が多いのに対し、女性はマイナスと感じている割合が多い結果となりました。



資料:行政職員向けアンケート結果

●男女共同参画の現状に対して変容を求めるかどうかについて●

学校分野を除き、現状の改善を望む方が 50%、どちらでもよい方が 30%、今のままを望む方が 20%という結果となりました。



資料:行政職員向けアンケート結果

●男女共同参画に対する西会津町のイメージ●

文化と産業祭「男女共同参画コーナー」における意識調査の結果によると、個人の認識としては育児・介護・家事全てにおいて男女が共に役割を担っているというものでしたが、町のイメージとしては介護・家事は女性の役割という結果になりました。育児については、町のイメージとしても男女関係なく役割を担っているという結果となりました。

●座談会での声●

「男女共同参画座談会」において、以下の意見が出ました。

- ・地域の中では男女の差はあるが、家庭に戻ると男女平等が浸透しはじめている。
- ・地区の会議で女性が大きな声で意見を言えない状況がある。
- ・女性の視点からの防災が大事。
- ・役員を決める時は“世帯主が”というのが脈々と受け継がれている。
- ・“お茶出しは女性が”という意識を変える取組みをしてほしい。
- ・今の若い世代は教育されていて男女共同参画の意識が改善されている。
- ・男女共同参画社会の実現なので、女性だけでなく男性の意見も交えていくとよいのではないかな。

アンケートの結果等から、教育や子育て分野に関しては男女共同参画の意識が浸透してきている状況が把握できます。一方、その他の分野においては、意識の浸透が浅く、更なる普及・啓発が必要です。

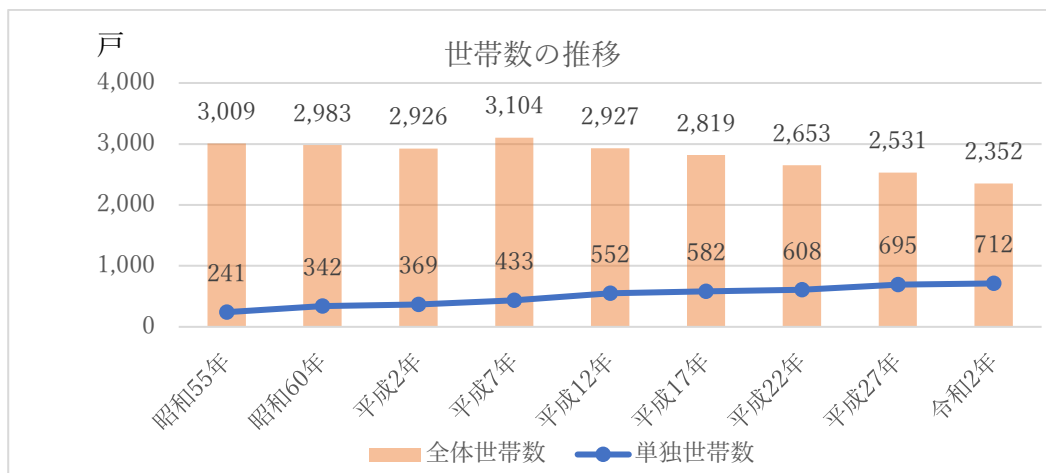
本計画では、男女共同参画が進んでいる教育等分野と同様に、幅広い分野と全ての年代において、性別に関係なく活躍でき、支え合うことができる“幸せひろがる西会津町”を目指し、男女共同参画を推進します。

2 男女共同参画を進める上での課題

●家族構成の変化や高齢化を踏まえた取組みが必要●

令和2（2020）年の国勢調査によると、「単独世帯」は全国で38.0%を占めます。本町では一般世帯数2,352世帯のうち単独世帯は712世帯で、約30%です。

家庭における男女共同参画は大きなテーマですが、現状では世帯の30%がひとり暮らしの状況となっています。また、夫65歳以上、妻60歳以上の「高齢夫婦のみの世帯」は386世帯あり、約16%を占めます。単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が増えていることも踏まえ、男女共同参画を進めていく必要があります。



資料：国勢調査（総務省統計局）

※行政職員向けアンケートで、共働き家庭での家事や育児・介護の役割分担についてどう思うか尋ねた結果、育児や介護については外部サービスを利用しながらそれ以外の家事などは夫婦で役割分担をするという回答が70%程度を占めました。

●町の課題解決に結びつくことを再認識することが必要●

全国で取り組まれている人口減少対策は、町においても重要であり、若い世代が働きたい、住みたいと思える環境を整える対策が求められています。本計画策定にあたり行った意識調査・アンケート調査では、男性優位社会という“西会津町のイメージ”が表れています。町民個人の考えでは、男女共同参画を意識した生活に移行していても、町のイメージが乖離していて、この町は生活しづらいというイメージが町の発展を妨げる状況が懸念されます。全国的にみると、近年、男女ともに就業率が上昇の傾向^{※1}にあります。経済分野における男女共同参画が更に進めば、若い世代の移住・定住や還流の増加、そして転出の抑制につながることを期待されます。

同じく、全国的にも町にとっても重要なのが、高齢化社会への対応です。

人口減少も進む中、健康寿命の延伸や地域活動の維持などが課題となっていますが、身近な地域で男女双方の視点や多様な意見を取り入れた活動が増え、誰もが参加しやすくなることで、地域のつながりがより深まるとともに、活動の持続可能性も高まり、孤立の防止や更なる地域活動の活性化が期待できます。

男女共同参画を進めていくことは、町民一人ひとりが生きやすくなることだけでなく、地域の活性化やまちづくりの課題解決にも重要な役割を果たすことを再認識し、理解と協力を求めていくことが必要です。

●一人ひとりの人権^{※2}、生き方（選択）を尊重することが必要●

男女共同参画は、男女の違いを認め合いながら、お互いを尊重し合う考えを基本としていますが、近年はさらに、男女の性別にとどまらず一人ひとりが持っている違いを認め、尊重しようという、多様性（ダイバーシティ）が重視されるようになっていきます。

性別にかかわらず、一人ひとりの違いを認め合い、だれもが生き方や考えを尊重される社会を目指すことで、生きづらさを感じている人たちの課題解決と、だれもが住みやすい町にしていけることが重要です。

※1 出典：内閣府 令和7年版 男女共同参画白書、国勢調査

※2 人権：自分らしく幸せに生きるための権利

第3章 計画の理念と基本目標

Ⅰ 基本理念と目指すまちの姿

本町は、平成16年9月に他の市町村とは合併しない「自立宣言」を行い、新しいまちづくりの仕組みである町の憲法といえる「西会津町まちづくり基本条例（平成20年4月）」に基づき「総合計画」を策定し、町勢の進展に努めてまいりました。令和8年度からを計画期間とする総合計画（第5次）の推進により、「西会津町にとってのWell-being^{ウェルビーイング}」、つまり「一人ひとりが幸せな暮らしを実現できる能力・環境があるまちづくり」を進めることとしております。そしてその考え方は男女共同参画社会の理念と共通するものです。

本計画の対象となる町民は、約半分が男性で、約半分が女性で構成されています。その男女が性別により幸福感に差異が生じることなく、共に参画できる地域社会の実現を目指し、具体的かつ持続可能な取組みを「西会津町らしく」推進することを目指し、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

だれもが自分らしく 大切にされる

幸せひろがる 24I♡s（にしあいづ）



～「24I♡s」について～

基本理念が印象深く伝わるよう、町名の“にしあいづ”と同じ音の響きと理念が含まれた表現として“24I♡s”の表現を用います。

「24」は（にし）と読み、24時間ずっと、いつでもという意味です。

「I」は英語で（あい）と読み、日本語で私を意味します。

絵文字の「♡」に英語の複数形「s」を付けて（づ）と読ませ、町民の皆さんの愛情や思いやりがいっぱいあふれているイメージを表現しています。

また、町名を、数字・英語・絵文字に変えることで、多様性を視覚的に表現しました。

24時間いつでも私は大切にされている感覚で、24時間愛がいっぱいあふれる町を表す「24I♡s」をキーワードとして男女共同参画社会を推進し、幸せいっぱいの西会津町の暮らしを楽しみましょう。

西会津町自立宣言

先人から受け継いだ郷土「西会津町」を21世紀に生きる子孫に対し、住みよい魅力ある町として引き継ぐことが、今ここに生きる私たちの使命であり、そのために町民と行政が一体となって、協働による特色ある町づくりを確立するため、自立の道を歩むことを宣言する。

西会津町総合計画（第5次）におけるまちづくりの将来像

「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」

人と人、自然と暮らし、過去と未来を丁寧に結び合わせ、自然の美しさや穏やかな空気感、そこに住む人々の温かさを感じ続けてもらえる町を目指します。日常の忙しさから少し離れ、こころを満たす時間を過ごせる場所、それが西会津。誰もが急ぎすぎることなく、生きることそのものの幸せを感じられ、どこか懐かしさや安心感を抱ける「日本の田舎」を目指します。

※ 西会津町にとっての^{ウェル ビーイング}Well-beingとは

ウェルビーイングとは、「よい（Well）」と「状態（Being）」を合わせた言葉で、「健康」や「幸福」と訳されます。身体的な健康、精神的な健康、社会的に良好な状態、これらすべてがほどよく満たされた状態にあることを意味する概念です。

また、基本理念に沿って目指す方向を、男女共同参画社会基本法に位置づけられた「5つの基本理念」ごとに設定します。

男女の人権の尊重

（第3条）

- ・個人としての尊厳が大事にされる。
- ・お互いの人権を尊重し合う意識が浸透する。
- ・性別を理由とした不当な扱いや差別がない。
- ・個人として能力を発揮することができる。

社会における制度又は慣行についての配慮

（第4条）

- ・性別による「固定的な役割分担意識」を感じない。
- ・性別により働き方や生き方を制限されない。
- ・性別にかかわらず自分の意思を伝えることができる。
- ・自らの意志で社会のあらゆる分野に参画できる。

政策等の立案及び

決定への共同参画

（第5条）

- ・まちづくりをはじめ、様々な政策や方針の立案・決定の場で、対等な社会の構成員として、共同して参画できる。
- ・共に利益を享受できる。
- ・共に責任を担う。

家庭生活における 活動と他の活動の両立

（第6条）

- ・家庭や地域、職場など、様々な場面で協力し合う。
- ・子育てや介護も含む家庭生活と、他の活動（働くこと、学校に通うこと、地域活動など）との両立が、それぞれが望むバランスで続けられる。

国際的協調

（第7条）

- ・世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の推進に取り組む。

SDGsとのつながり

持続可能な開発目標（SDGs）とは、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるため、2015年（平成27年）9月に国連サミットで定められた『誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現』を目指す、2030年を達成年限としている国際目標のことです。この理念は、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指し、多様な主体との連携・協働により取組みを進める本町にもあてはまるもので、本計画においても、SDGsの視点を持ち男女共同参画社会の実現を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の体系

基本目標	基本施策	施策の方向性
1 一人ひとりの 自分らしさや 生き方が尊重される 意識づくり 個人の意識づくり	(1) 人権を尊重する意識や 男女共同参画に向けた 意識の普及・啓発	①人権を尊重する意識の普及・啓発 ②男女共同参画の意義や必要性への理解を促 す情報発信
	(2) 多様な選択や活動が できる意識の普及・啓発	①各世代の人たちへの意識啓発と理解の促進 ②子どもたちの多様な選択を後押しする教育の 推進
2 男女がともに 活躍できるまちづくり まちづくり	(1) 政策や方針をともに決 定していく環境づくり	①政策や方針を決定する場への女性の参加 促進 ②農業や商工業など産業分野における女性の 活躍支援
	(2) コミュニティやまちづくり の場でともに活躍できる 環境づくり	①地域活動やまちづくり活動における男女共同 参画の推進
3 それぞれの ワーク・ライフ・バランスを 応援する環境づくり 【女性活躍推進計画】 働く環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランス がとりやすい職場環境	①仕事以外の活動とのバランスがとりやすい職 場環境づくりの促進
	(2) ワーク・ライフ・バランス を応援するための子育 てや介護の支援	①子育てや介護の身体的・精神的負担を減らす 支援
	(3) 多様な働き方が選択で きる支援	①個々のライフステージに応じた働き方への支援
4 違いや多様性を 理解し合い、 生涯を通して健康に 安心して暮らせる 環境づくり 生活環境づくり	(1) 男女間の暴力やハラス メントの根絶 【配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護等に関する基本計画】	①男女間の暴力やハラスメントの予防と根絶に 向けた意識の普及・啓発 ②男女間の暴力やハラスメントに関する被害者 支援の充実
	(2) 困難や生きづらさを 感じている人たちへの支 援 【困難女性支援基本計画】	①困難な問題を抱える女性への支援 ②生きづらさを感じている人たちへの支援
	(3) 生涯にわたる男女の健 康の包括的な支援	①性差に応じた健康についての理解促進 ②性差に応じた生涯にわたる男女の健康づくり の支援
	(4) 男女の視点を取り入れ た安全で住みよいまち づくり	①男女の視点を取り入れた防災体制の整備

第4章 施策の展開

個人の意識 づくり

基本目標Ⅰ

一人ひとりの自分らしさや生き方が尊重される意識づくり

男女共同参画社会の実現には、互いに人権を尊重し、一人ひとりが持つ個性や能力を十分に発揮することが必要ですが、「男性」「女性」というイメージにあてはめる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がその実現を妨げる要因となっています。

この意識は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念などで、男性・女性いずれも持つことがあり、人生における選択肢を自ら狭めたり、子どもをはじめ他者の考えや行動を制限したり、男女の不平等感を生み出したりする要因となっています。

男女共同参画を進めることが、互いの人権が尊重されるまちづくり、町民一人ひとりが自分らしく生きることができるまちづくりにつながるということを理解する必要があります。

基本施策(Ⅰ) 人権を尊重する意識や男女共同参画に向けた意識の普及・啓発

施策の方向性① 人権を尊重する意識の普及・啓発

「男女の人権の尊重」が男女共同参画を推進する上での基本理念であり、性暴力や性犯罪、ハラスメントの問題、結婚や妊娠、出産などに関する考え方や選択（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が尊重されないことは人権意識の希薄さによるものとされていることから、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合える意識の普及に努めます。

具体的取組

- 男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進
- 育児への参加促進
- 家庭教育の機会と多様な生涯学習の充実
- 学校における男女共同参画に関する教育の充実
- 教職員や保護者の研修機会の充実

施策の方向性② 男女共同参画の意義や必要性への理解を促す情報発信

男女共同参画を推進することで、性別を意識する事のない働き方・暮らし方の変革が進み、生涯にわたり豊かな人生を送ることにつながるなど、その重要性を情報発信します。

また、普及・啓発に当たっては、男女共同参画は国際社会の動きと連携しながら進められていることを踏まえ、SDGsをはじめ国際的視野からみた男女共同参画に関する情報の収集や発信についても積極的に行います。

具体的取組

- 性や世代をこえた交流の促進
- 男女共同参画の視点での町事業内容の点検

基本施策(2) 多様な選択や活動ができる意識の普及・啓発

施策の方向性① 各世代の人たちへの意識啓発と理解の促進

男性・女性に対する役割分担意識や性別に対するイメージを抱くことは、性別や年代にかかわらずあることから、子どもから高齢者まで各世代を対象に、偏見・固定観念、無意識の思い込みを防ぐ意識づくりや、自身の偏見に気づき改めるきっかけづくりを家庭や学校、地域などで進めます。

具体的取組

- 多様性を尊重した人権意識の啓発
- LGBT等への理解促進
- 学校におけるジェンダーやLGBT等への理解促進と相談体制の充実

施策の方向性② 子どもたちの多様な選択を後押しする教育の推進

人種や国籍、障がいの有無などの外見的な違いだけでなく、価値観、ライフスタイル、性的指向や性自認等、一人ひとりの内面的な違いも理解し、尊重することが重要です。性的少数者や外国にルーツをもつなど、様々な背景を抱える方も安心して暮らせる環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための教育・啓発等を行います。

性別による無意識の思い込みに捉われずに、一人ひとりが人生の各段階において様々な学び方、働き方、生き方を選択できるように、子どもたちへの教育や指導を推進します。

具体的取組

- 多文化理解の推進と国際交流の推進

<こうなってほしい、まちの姿>

- 男女の共同参画が実現し、協働のまちづくりが進展している。
- 相互理解が進み、性別によるマイナス・プラスの感覚がなくなる。

基本目標2

男女がともに活躍できるまちづくり

政治、経済、社会などあらゆる分野において物事を進めていく上で、それらに関わる多くの人の意見を積極的に反映していくことが大切です。そのためには、意思決定過程に男性・女性双方が参画することが重要ですが、現状においては、男性・女性どちらかに偏った状況で意思決定が行われることが少なくありません。

本町においては、令和7年度の審議会等における女性の登用率は28%で、男性に比べると低い状況です。

少子高齢化や人口減少が進み、個々の価値観が多様化する中で、人口減少を抑制しながら、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくには、若い世代の意見反映や活躍につながる取組みがより一層重要です。とりわけ、若い女性の転出超過を抑制するには、女性が活躍できる地域社会を構築することが鍵と言われています。

そのためには、本町においても、政策・方針決定に男女が共に参画し、その結果性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある方々の性別に偏りのない地域となる必要があります。

また、SDGsでは、令和12年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画とともに、「平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられています。

基本施策(1) 政策や方針をともに決定していく環境づくり

施策の方向性① 政策や方針を決定する場への女性の参加促進

各種審議会を始め、まちづくりの政策や方針を決定する場など、女性の参画が少ない場における女性の登用、女性職員の管理職への登用、企業経営や農業経営などにおける方針決定の場における女性の参画などの促進に努めます。

具体的取組

- 各種審議会等における女性委員比率の向上
- 女性職員の管理職への登用
- 自治会等における方針決定過程への女性参画の促進
- 女性の意見が反映できる仕組みの検討
- 事業者等への啓発と理解促進

施策の方向性② 農業や商工業など産業分野における女性の活躍支援

今後、まちづくりを進める中で、商業やサービス業などで起業する女性の増加や、農業においても親元就農や雇用就農を含め、新規参入する女性の活躍も想定されます。商工業や農業など産業分野における多様な関わりができるよう、それぞれの形態に応じた支援に努めます。

具体的取組

- 関係法令や制度に関する情報提供
- 女性のための就業支援と就業情報の提供
- 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進
- 事業者等へ女性の活躍推進のための情報提供

基本施策(2) コミュニティやまちづくりの場でともに活躍できる環境づくり

施策の方向性① 地域づくりやまちづくり活動における男女共同参画の推進

地域や各種団体の活動、ボランティアなど、地域活動やまちづくりに性別を問わず参加できる環境づくりを進めます。

具体的取組

- 地域活動・まちづくり活動における女性の参加促進

<こうなってほしい、まちの姿>

- 若い女性が西会津以外に進学しても、西会津に戻ってきて生きいきと生活している。
- 性別を限定した不要な組織がなくなっている。
- 男性も買物や子どもの送迎、通院の付添い、家事をしていることに抵抗感がなく、日常の一部になる。

基本目標3

それぞれのワーク・ライフ・バランスを応援する環境づくり

【女性活躍推進計画】

働きたい人全てが、生きいきと働くことができる環境づくりは、社会経済の活力を維持・向上していく上で重要です。

生きいきと働くには、仕事以外の生活とのバランス（ワーク・ライフ・バランス）が重要ですが、自分が希望する通りのバランスで生活する事が難しい状況も少なくありません。

性別にかかわらず、働きたいと望む人が「仕事」と子育て・介護・社会活動などの「生活」との二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、企業への働きかけを行いながら、町民一人ひとりの仕事と生活の調和を支援していくことが必要です。

役場職員向けアンケートでも育児や介護をきっかけに仕事を辞める選択をする傾向がありました。国の「労働力調査」によると、育児や介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性が存在するのも事実です。そのほか、女性は男性に比べて育児休業を取ることが多いことから、子育て中に重要な仕事を経験できず、その後もキャリア形成に少なからず影響のあることが窺えます。

また、高齢夫婦のみの世帯では、仕事中心だった夫が、妻が担っていた家事や介護を担うようになった時、地域で孤立する状態も見られます。

人生100年時代を迎える中、生涯を通じて働きたい人が働くことができ、働くことを終えても孤立しない社会を目指すことが重要です。

基本施策(1) ワーク・ライフ・バランスがとりやすい職場環境

施策の方向性① 仕事以外の活動とのバランスがとりやすい職場環境づくりの促進

ワーク・ライフ・バランスの重要性について理解の促進を図るとともに、育児休業・介護休業制度についても従業者・事業者双方普及・啓発を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスに向けて取り組んでいる企業や事業者を紹介、支援し、取組みが町内で広がるよう努めます。

具体的取組

- 育児・介護休業制度の普及・啓発
- 町職員のワーク・ライフ・バランスの実践と情報発信

基本施策(2) ワーク・ライフ・バランスを応援するための子育てや介護の支援

性別に関わらず、働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を両立させ、二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう支援するほか、子育てや介護等を行う人たちが、地域の中で孤立しないように努めます。

施策の方向性① 子育てや介護の身体的・精神的負担を減らす支援

具体的取組

- 働きながら子育て・介護する人の相談・支援体制の充実

基本施策(3) 多様な働き方が選択できる支援

雇用・就業形態の多様化や人生 100 年時代に対応するため、性別に関わらず、一人ひとりが希望に応じて柔軟に働き方を選択できる社会を目指します。

施策の方向性① 個々のライフステージに応じた働き方への支援

具体的取組

- 時間単位の年次有給休暇の導入やテレワークの推進
- 各事業所等へ多様な働き方の事例等についての情報提供

<こうなってほしい、まちの姿>

- 「とも家事」「共育（トモイク）」が当たり前になっている。

基本目標4

違いや多様性を理解し合い、生涯を通して健康に安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画を進める上での大前提は、お互いの人権を尊重し、理解し合うことですが、男女間で暴力やハラスメント(嫌がらせ)が行われることは少なくありません。

暴力やハラスメントは、身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的に行われることもあり、犯罪にあたることもあります。これらは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などが背景にある事が多く、問題の根深さが指摘されています。アンケートにおいても、男女や年齢に関わらず、被害にあったという結果も見られたところです。

暴力の発生を未然に防ぐ意識づくりとともに、発生時に被害者が悩みを抱え込み、深刻な事態に陥ることのないように相談支援の体制整備と周知が必要です。アンケートにおいてもそれらの対応を望む意見がありました。

女性に限らず、生きづらさを感じる人は存在します。男女が互いの身体的差異を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって暮らしていくことは、男女共同参画を進める上で大前提となります。

心身の健康状態は歳を重ねる中で変化していきますが、その変化の傾向は、男女でも差があり、生涯にわたる男性・女性の健康づくりを支援するには、その差異を踏まえ、取組みを進めるとともに、男性・女性双方がお互いの健康について理解し合うことが必要です。

また、安全に対するニーズも、男性・女性で違いがみられます。特に災害時は、男女で影響の受け捉え方が異なり、避難所に求める環境(プライバシーの確保、防犯対策など)や必要とする物資等にも違いがあります。平常時から防災対策において、男女双方の視点を反映させることが必要です。

基本施策(1) 男女間の暴力やハラスメントの根絶

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

施策の方向性① 男女間の暴力やハラスメントの予防と根絶に向けた意識の普及・啓発

男女間で行われる暴力やハラスメントは重大な人権侵害であり、犯罪となる行為も含んでいることを、様々な機会を通して周知するとともに、暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための啓発を行います。

具体的取組

- DV・ハラスメント等に関する意識啓発と情報提供

施策の方向性② 男女間の暴力やハラスメントに関する被害者支援の充実

現在、男女間の暴力やハラスメントに悩んでいる人たちに、それらを解決することにつながる情報が確実に届くよう、様々な機関で行われている相談窓口について周知を図ります。

また、被害者に対しては、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、自立のために必要な包括的な支援の提供、他機関や他自治体への繋ぎを行うなど関係機関との緊密な連携を図るよう努めます。

具体的取組

- 相談窓口の周知・広報の強化
- DV・虐待相談と被害者支援のための庁内及び関係機関との連携強化

基本施策(2) 困難や生きづらさを感じている人たちへの支援

【困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画】

施策の方向性① 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の相談から保護、自立支援までの専門的支援を包括的に提供するために、行政機関・民間団体・関係機関を通じた多機関における連携・協働による早期かつ切れ目のない支援が大切であり、町も連携・協働に努めます。

具体的取組

- 相談窓口の周知と相談支援体制の充実
- 子どもの教育・学習支援の強化

施策の方向性② 生きづらさを感じている人たちへの支援

男女共同参画社会は、性別に捉われず、だれもが生きやすい社会を目指していることを踏まえ、多様性を尊重する意識の普及として、性的指向・性自認(性同一性)への「正しい理解を広めるとともに、多様性を尊重する環境づくりに努めます。

具体的取組

- 相談窓口の周知と相談支援体制の充実

基本施策(3) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

施策の方向性① 性差に応じた健康についての理解促進

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)を含め、性差に応じた健康づくりが必要なことについて、だれもが広く理解を深めることにつながる取組を進めます。

また、身体や心の健康について悩みを持つ人たちが悩みを抱え込み孤立しないよう、相談支援体制の充実に努めます。

施策の方向性② 性差に応じた、生涯にわたる男女の健康づくりの支援

更年期障がいや生活習慣病は男女ともに発生するものの、タイミングやその影響は男女によって異なるなど、健康を取り巻く男女の差異があることを踏まえ、生涯にわたる健康支援に努めます。

また、性差医療について、正確な知識の普及に努めます。

具体的取組

- 疾病予防と健康づくりの充実
- こころの健康づくりの推進
- 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援

基本施策(4) 男女の視点を取り入れた安全で住みよいまちづくり

施策の方向性① 男女の視点を取り入れた防災体制の整備

災害から受ける影響のほか、災害時に必要な配慮や物資には、男女によって違いがあり、妊産婦や乳幼児、高齢者、障がい者などでも異なることを踏まえ、地域防災計画に基づき、国が作成した男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインも活用しながら、平常時から男女共同参画社会の視点を意識し対策を推進します。

具体的取組

- 防災活動における男女共同参画の促進
- 防災計画、避難所運営及び避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の反映
- 町消防団女性消防隊の充実

<こうなってほしい、まちの姿>

- 防災・復興に女性の視点を取り入れられている。
- 性の多様性が自然に受け入れられている。
- DV等の相談窓口が周知されており、安心して相談できる環境となっている。

第5章 計画の推進に向けて

Ⅰ 数値目標の設定

本計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。

基本目標	項 目	現状値 (令和 7 年)	目標値 (令和 13 年)	現状値、目標値の 根拠
1 一人ひとりの 自分らしさが 尊重される 意識づくり 【個人の意識づくり】	男女共同参画に関する広報・啓発活動の実施回数	1 回	増加	福祉介護課実績 (R7)
	男女共同参画に関する用語の理解 ①固定的性別役割分担意識 ②SOGI ③ポジティブアクション ③家族経営協定	①31% ②27% ③26% ④22%	①～④ 各 80%	行政職員向けアンケート (R7)
2 男女がともに 活躍できる まちづくり 【まちづくり】	町の審議会などにおける女性委員の割合 (審議会などの附属機関における女性委員・委員総数)	28%	30%	町総合計画 (第 5 次)
	女性消防隊員の人数 (隊長含む)	9 人	15 人	町消防団組織等に関する規則
	参事・課長・主幹職(管理職)における女性職員数	1 人	1 人以上	町特定事業主行動計画
	課長補佐職における女性職員数	1 人	3 人以上	
3 それぞれの ワーク・ライフ・ バランスを応援する 環境づくり 【働く環境づくり】	年次有給休暇の平均取得日数	10.5 日 (令和 6 年度)	12 日以上	町特定事業主行動計画
	男性職員の育児休業取得率	66.7%	75%以上	
	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を図ります。		広報啓発の実施	

基本目標	項 目	現状値 (令和 7 年)	目標値 (令和 13 年)	現状値、目標値の 根拠
4 違いや 多様性を 理解し合い、 生涯を通して 健康に安心して 暮らせる 生活環境づくり 【生活環境づくり】	男女間の暴力やハラスメントの予防・根絶に向けた意識の普及・啓発活動		広報の実施	
	困難な問題を抱える女性への支援について相談窓口の周知		広報の実施	
	乳がん検診の受診率 (40～69 歳対象) ※対女子人口	42.58% (令和 6 年度) 県：18.43%	増加	福島県「令和 6 年度乳がん検診・令和 5 年度精密検査結果」より
	災害に備えて高齢者、障がい者、女性や子育て世代に配慮した生活用品や防災用品を備蓄	・生理用品 ・紙オムツ (大人用・乳幼児用) ・乳児用 ミルク ・哺乳瓶	増加	

2 推進にあたって

(1) 町民・各種団体・企業等との連携

町民や各種団体、企業、行政等が互いの立場を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を生かした主体的な取組みと連携・協働を進めることで、男女共同参画社会の共創を目指します。

(2) 庁内組織の連携

関係各課との連携・協働により、全庁的な施策の推進を図ります。

(3) 国・県・関係機関との連携

町の積極的な取組みはもとより、国や県、近隣市町村、関係機関と連携・協働を図り、本計画の効率的かつ効果的な推進に努めます。

3 進管理

本計画の着実な推進を図ることと、総合計画との整合を図るため、町の「総合計画」の見直しに併せて、本計画の数値目標等の検討、見直しも行います。

また、定期的に PDCA サイクルによる点検を行いながら、必要に応じて各種施策の方向性等についても検討、見直しを行います。

資料編

I 策定経過

令和7年 10月25日 文化と産業祭「男女共同参画社会推進コーナー」意識調査実施
～10月26日
12月11日 行政職員向けアンケート実施
～12月26日
令和8年 1月20日 行政職員アンケート結果報告
2月16日 保健福祉審議会への諮問・答申

2 用語解説

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

きざみこまれ、既成概念、固定概念となっていく。誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定概念となっていく。

LGBTQ+

L:レズビアン（女性同性愛者）、G:ゲイ（男性同性愛者）、B:バイセクシュアル（両性愛者）、T:トランスジェンダー（出生時に診断された性とは違う性生きる人）の頭文字をとって組み合わせた言葉を「LGBT」と言う。

「LGBT」に加えて、クエスチョニング（自身のセクシュアリティがわからない人、決められない人等）や、クイア（性的マイノリティの人々全てを包括する言葉）の頭文字「Q」と、その他にも多様で様々なセクシュアリティがあるという意味で「^{プラス}」を加えた言葉。

家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決める協定。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

ジェンダー

社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差（sex:セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることになった概念・用語。

「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

「ジェンダーの視点」とは、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点のこと。

性（セクシュアリティ）

人間の「性の在り方」全体を示す言葉。近年は多様性理解が進み、セクシュアリティは、身体的性（生物学的な特徴）、性自認（自分をどう感じるか）、性的嗜好（誰を好きになるか）、性表現（自分をどう表すか）の主に4つの要素の組み合わせで成り立っている。

それぞれが独立しており、組み合わせは無限であり、「グラデーション」のように捉えられている。

性的マイノリティ

性的少数者を総称することば。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障がい者などが含まれる。日本においても、性的マイノリティが社会で不利益を被らないよう、同性の婚姻申請を受理する自治体なども出てきている。

性自認

自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。また、「私はどちらの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーと呼ぶ。

性的指向

恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性。例えば、性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれる。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいる。

潜在的カリキュラム

学校教育において公式の教育課程には含まれないが、生徒たちが学校生活の中で無意識に学び取る価値観や態度、社会規範を指す。

SOGI（性的指向と性自認）

性的指向（Sexual Orientation）を示す「SO」と、性自認（Gender Identity）の「GI」を合わせた言葉で「ソジ」又は「ソギ」と読みます。これは LGBTQ のことではなく、異性愛の人も含めて「全ての人の属性を表す略称」

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

多様性社会

性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりが違った個性や能力をもつ個人として尊重され、だれもが希望をもって自分らしく生きることができ、だれもが能力を発揮し、参画・活躍できる社会のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう（男女共同参画審議会設置法第 1 条に定義）。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」とも呼ばれる。「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、「DV 防止法」と呼ばれることもある。

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題であり、身体的・性的・精神的・経済的・社会的・子どもを利用した暴力がある。また、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向がみられている。子どもの前で行われるDVIは面前DVと言い、心理的虐待に該当するため、子どもにも影響がある。

配偶者暴力防止法においては、被害者の性別を限定していないが、繰り返し暴力を受ける、命の危険を感じるような暴力の被害者は女性が多い傾向があり、暴力の背景には、夫が妻に暴力をふるうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合も多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片づけられないような構造的問題も大きく関係している。

共育（トモイク）

共働き・共育での推進のため、「職場」や「家庭」において誰か一人が負担を抱え込むいわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会を目指す、厚生労働省の広報事業のこと。平成 22 年度より実施してきた「イクメンプロジェクト」の後継事業として、令和 7 年 7 月よりスタートした。男性の育児休業の取得促進を図りながら、男女の家事・育児参画を阻害している「長時間労働の是正」等に取り組み、「職場」も「家庭」も“脱ワンオペ”を図ることによって、家庭だけではなく職場、ひいては社会全体で共に子育てすることを目指して名付けたことば。

とも家事

性別にかかわらず共に協力して家事に取り組むこと。

県では「とも家事」について県民にキャッチコピーを募集したり、趣旨に賛同し普及協力する企業等の取組みを紹介するなど、積極的に普及啓発に取り組んでいる。

パートナーシップ制度

同性婚が法制化されていない日本において、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、「結婚に相当する関係」として証明書を発行する制度。

福島県では、令和6年9月2日から「福島県パートナーシップ制度」を開始し、「パートナーシップ」の定義として、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力し合いながら、継続的に生活を共にする二人の関係のことをいう、としている。制度開始に伴い、県が交付する受理証明書の提示等により、県営住宅への入居申込や県立病院での病状説明を受けられるなど県のサービスが受けられるようになった。また、この制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービスが、県内各市町村で拡充しつつある。

ハラスメント

嫌がらせ、いじめのことで、職場や地域等あらゆる場面において相手を不快にさせる、尊厳を傷付ける、不利益を与えるといった発言や行動のこと。性的な内容の発言及び性的な行動によって不快感などを与えるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇や雇い止め、降格などの不利益な扱いを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。

ポジティブ・アクションアクション（積極的格差是正措置）

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

県は男女共同参画推進条例第13条において、男女間の参画の機会に差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めることとされている。

ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障がいの有無・文化の違いに関わらず、だれもが使いやすいよう最初から設計されたデザインのこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

リベンジポルノ

元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なく、インターネット上に公開することなどを行う。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

2 相談窓口一覧

警察等でも相談できます

●困難な問題を抱える女性、DV、性暴力、予期せぬ妊娠などの相談先●

福島県男女共生センター(参考:福島県男女共生センターホームページ)

住所: 福島県二本松市郭内一丁目196-1

電話: 0243-23-8304

会津相談コーナー

電話・FAX: 0242-29-5588

会場: 会津若松市追手町7-5(会津地方振興局 県民環境部内)

相談日・時間: 月~木(9~12時、13~16時まで) ※原則として金・土・日・祝日は休み

料金: 無料

○相談室

一般相談: 生活全般の悩みや問題について、専門の相談員が電話や面接(予約制)で対応。

男性相談員による相談(火曜日 17~20 時、電話のみ)

専門相談: 法律相談、女性のためのカウンセリング、女性のための生活設計相談

○チャレンジ・内職相談

・働きたい、起業したい、社会に貢献したいなど、社会のあらゆる分野でチャレンジするために必要な支援機関や各種講座などを紹介。

・内職をしたい方や内職求人をしたい事業者からの相談に対応(内職あっせんや内職希望者を紹介)

配偶者暴力相談支援センター（参考：福島県男女共生センターホームページより）

- ・相談及び相談機関の紹介
- ・自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用についての情報提供等
- ・保護命令制度の利用についての情報提供、その他の援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、その他の援助

福島県女性のための相談支援センター（福島市） ※医学的又は心理学的な指導その他必要な指導、被害者及びその同伴家族の一時保護も行う	024-522-1010
福島県男女共生センター（二本松市）	0243-23-8320
福島県会津保健福祉事務所（会津若松市）	0242-29-5278

西会津町

- ・相談及び各関係機関等と連携・協働のもと支援

福祉介護課 福祉係（西会津町野沢字下小屋上乙 3308 番地）	0241-45-2214
子育て支援センター（西会津町尾野本字新森野53番地）	0241-45-4332

その他

性暴力被害者ホットライン SAKURAふくしま 民間	024-569-3722 (月～金)9時～17時
デートDV 相談ダイヤル 民間 NPO法人ウィメンズスペースふくしま	0120-87-4141 (水・土)16時～21時
性犯罪被害110番(警察) 警察庁	#8891 または 0120-503-732
性犯罪被害相談電話 警察庁 (発信場所の管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる短縮ダイヤル)	#8103
性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センター 内閣府	#8891
困難な問題を抱える女性の相談窓口 厚生労働省 (近くの女性相談支援センターにつながる)	#8778
DV相談ナビ 内閣府 (全国どこでも近くの女性相談窓口につながる)	#8008
DV 相談プラス 内閣府	0120-279-889
みんなの人権110番 法務省	0570-003-110

西会津町男女共同参画計画（第2次）

令和8年3月

編集・発行 西会津町 福祉介護課

住 所 〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308 番地

電 話 0241-45-2214

F A X 0241-45-2229